

ゼロ債務負担行為の活用による工事の発注について

本企業団では、公共工事の発注時期の平準化により建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、ゼロ債務負担行為を活用した公共工事の発注を行います。

1 ゼロ債務負担行為とは

新年度に行う建設工事等に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事への着手を可能とするものです。

現年度は、事務手続きのみで、支出は発生しないためゼロ債務負担行為とといいます。

2 発注・入札・契約方法等

通常の発注工事と同様に、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、公告及び入札を行います。

3 前払金及び部分払

「ゼロ債務負担行為」による発注工事の**前払金及び部分払の請求については、新年度に入ってから対応となります**のでご注意ください。